介護福祉士の資格取得を応援します！

社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度のご案内

実務者研修施設に在学する方に無利子で修学費用の貸付けを行う制度です。
東京都内で、介護福祉士として対象業務に２年間継続して従事すれば、
貸付金が**全額返還免除！**

貸付額

20万円以内

実務者研修施設に払う授業料、実習費、教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費、国家試験の受験手数料等の経費に充てることができます

貸付期間

実務者研修施設の正規の修学期間

利子

無利子

対象者

実務者研修施設に在学中で、次の（１）～（３）の要件を全て満たす方

（１）次の❶～❹のいずれかを満たしていること
- ❶ 東京都内に住所を有している（住民登録をしている）
- ❷ 東京都内の実務者研修施設に在学している
- ❸ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に東京都内に住所を有していた者で、かつ実務者研修施設での修学のために東京都外に転居した
- ❹ 上記❶～❸によらず、実務者研修施設を卒業後に東京都内において返還免除対象業務に従事する意思がある

（２）申込日前日までに、介護福祉士国家試験の実務経験として認められる介護等の業務に３年以上従事した

（３）卒業後に介護福祉士として登録し、継続して２年以上、東京都内において返還免除対象業務に従事する意思がある

返還免除

次の❶～❹の要件を全て満たした場合、実務者研修受講資金の返還債務の免除を受けることができます（＊要件を満たさない場合は全額返還となります）。

- ❶ 実務者研修施設を卒業し、国家試験合格後に介護福祉士の登録を行い、
- ❷ 東京都内において指定施設に就職し
- ❸ ２年間継続して、
- ❹ 返還免除対象業務に従事した場合

申込方法

在学中の実務者研修施設を通じて東京都福祉人材センターにお申込みください。申込にあたり、実務者研修施設長の推薦が必要です。

⚠「介護福祉士実務者研修受講資金申込のしおり」で要件等を必ず確認してください
（「申込のしおり」は東京都福祉人材センターホームページ（裏面参照）に掲載しているほか、実務者研修施設に配布しています）。

留意事項

申込みにあたり、連帯保証人（個人又は法人）を1名立てていただきます（別途要件あり）。

お問合せ先
申込に関すること：在学する実務者研修施設
制度に関すること：社会福祉法人東京都社会福祉協議会　東京都福祉人材センター　修学資金係
電話　03-5211-2911　平日（月～金）午前9時から午後5時まで

2026.1

申込から返還免除までの流れ

申込 → 審査・貸付決定 → 借用証書提出 → 貸付金交付（一括） → 実務者研修施設 卒業 → 国家試験合格・介護福祉士登録 → 返還免除対象業務に従事 → 返還猶予申請・決定 → 2年間継続して従事 → 返還免除申請・決定

実務者研修施設を退学した又は２年に満たずに
返還免除対象業務を辞めた等の場合には返還となります。

返　　還

実務者研修施設一覧はこちらから

東京都内の実務者研修施設一覧については、東京都福祉局ホームページで確認できます。
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/koza/youseishisetsutouichiran.html

よくあるお問合せ

Q 他の奨学金等と併用することはできますか。

A 実務者研修を受講するために、他の貸付や給付など（例：生活福祉資金、母子及び父子福祉資金、職業訓練給付金、区市町村の助成金など）を利用している場合、原則併用できません。
教育訓練として実務者研修を受講する場合、併用可能です。

Q 返還免除となるためには、卒業後どのような業務に就けばよいですか。

A 東京都内の指定施設等における介護福祉士としての返還免除対象業務が対象となります。
指定施設等と返還免除対象業務の範囲については、申込のしおりで確認してください。

Q 東京都内の介護事業所で介護職員として勤務しています。介護福祉士を取得しても現在の職場で引き続き勤務したいのですが、転職をしなくても返還免除の対象となりますか。

A 対象となります。ただし、返還免除の対象となる業務従事期間は、介護福祉士の登録日以降となります。

Q 介護福祉士の資格を取得しなくても、東京都内で返還免除対象業務に従事していれば返還免除となりますか。

A 介護福祉士として登録した上で返還免除対象業務に従事しなければ、返還免除となりません。

Q すでに実務者研修の受講を修了していますが、今から申込できますか。

A できません。実務者研修施設での在学期間中に申込む必要があります。在学期間とは、東京都内の指定実務者養成施設一覧に記載された課程の期間です（上記URLを参照）。期間を超えて在学している方は申込できません。

詳しくは東京都福祉人材センターホームページへ

https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/shikin2.html

◀東京都福祉人材センターホームページは左の二次元バーコードからもアクセスできます。